号外第四十九号

 \exists

曜

平成三十年

十一月二十九日

木

次

目

選挙管理委員会

○不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正………………三

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十三号

条第一項の規定による届出が次のとおりあった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項、第七条及び第十七

平成三十年十一月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ

ゑ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
上へ心会	河野安裕	鈴木進	中央市西花輪三七四八—二	月十日 平成三十年十	月十一日平成三十年十
「やまなしを前へ、10,0	横 内 正 明	岩田昭	甲府市丸の内二―一四―一三 ダイタビル五階	月十五日 平成三十年十	月十五日 日本十
佐藤たかえ後援会	佐藤孝江	佐藤孝江	都留市鹿留三五五	月十七日 平成三十年十	月十九日平成三十年十
界会	笹本昇	佐藤則行	中央市布施一八一七一二	月二十四日十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	月二十四日平成三十年十
八木かずお後援会	水越辰巳	柴 田 喜 清	上野原市上野原二〇七四	月二十九日 干 十	一月一日 平成三十年十
					_

外 第四十九号 平成三十年十一月二十九日

Щ

梨 県

公

報 号

さとう久後援会健甲会	やまなしランド実行委員会	山梨県宮崎まざお後援会	新海一芳後援会
小澤浩和	鈴木晴信	保坂武	渡辺徳次
長田秀一	鈴木由紀子	有賀善太郎	新海澄子
甲府市飯田四—四—四	ディング一階 甲府市丸の内三―三二―一四 ディープラン丸の内ビル	笛吹市石和町四日市場八〇九―五	中央市山之神二三八九—一六
一月五日 干年十	一月四日 平成三十年十	月二十六日 平成三十年十	一 一 月二 日 十 年 十
一月八日 平成三十年十	一月五日 干年十	平成三十年十	一月二日 平成三十年十

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

旧新	旧新	旧新	旧新	旧新	旧新	区分
前田あつこ後援会	長田きみお後援会	る会との人は似を実現する。	自由民主党若草支部	創る会」(チーム相沢) 制る会」(チーム相沢)	山梨県医師連盟	名称
	宇津木紀正 意		小池正夫		今 井 立 史	代表者氏名
				丸 山 春 仁		会計責任者氏名
富士吉田市上吉田三六二九—七		甲府市丸の内二―一〇一八 太平ビル一階	南アルプス市十日市場二〇一三南アルプス市寺部一三五〇―四			主たる事務所の所在地
一月十二日 一月十二日	平成三十年十	一 一 月 一 日 日 七 十 十	月二十九日 十九日	月一日 平成三十年十	月九日 平成三十年十	異動年月日
平成三十年十	一 月八 日 年 十	一 月 二 日 七 十 十	一月二日 平成三十年十	月二十四日十	月十一日 年十	届出年月日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

山梨県選挙管理委員会告示第三十四号

宮崎ひろみ後援会	名称
宮崎博己	代表者氏名
宮崎博己	会計責任者氏名
西八代郡市川三郷町市川大門四八五七—四	主たる事務所の所在地
一	解散年月日
一月十二日 十二日十二日十二日十二日十二日十二日十二日十二日十二日十二日十二日十二日十二日十	届出年月日

第四十九号 平成三十年十一月二十九日 の報告があった。 一項第三号の個人演説会等を開催することができる施設として、次の施設を指定した旨 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三項の規定に基づき、 、同条第

平成三十年十一月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込

ま さ ゑ

山梨県立図書館	名称
番一号山梨県甲府市北口二丁目八	所在地
甲府市選挙管理委員会	指定選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十五号

梨県選挙管理委員会告示第五十七号)の一部を次のとおり改正する。 号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示(平成十四年山 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二

平成三十年十一月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ ゑ

信梨北リハビリテーション病院」に改める。 表中「医療法人恵信会恵信梨北リハビリテーション病院」を「医療法人恵信韮崎会恵

	 _
発行者	山梨
山梨	県公報号外
県田	号 外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第四十九号
自六番一号	平成三十年十一月二十九日
印刷所供	一月二十九日
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
丁目六番	
	四